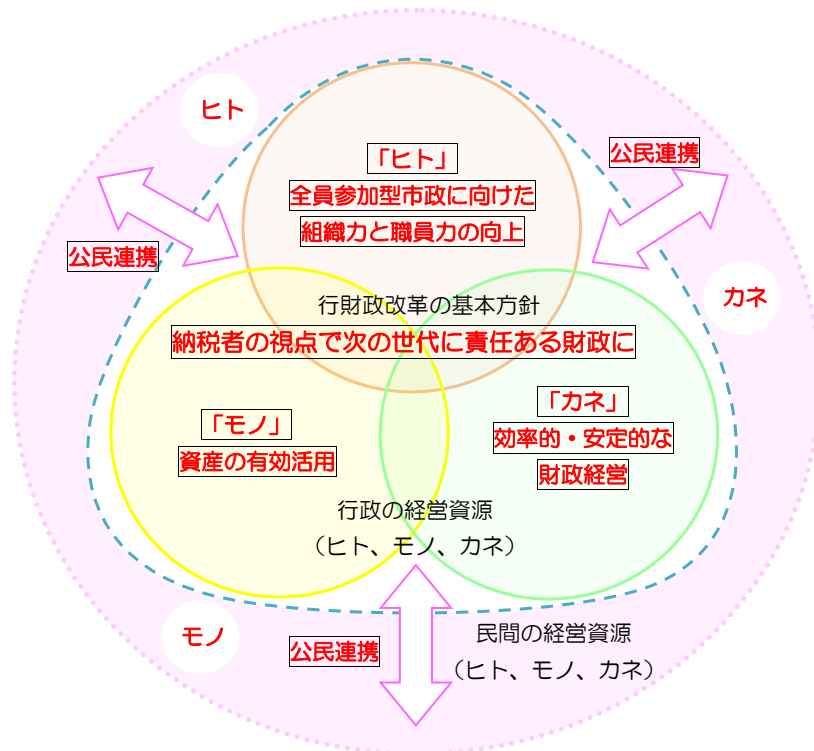


## 新行政改革大綱での公共施設マネジメントの位置づけ

## 新行政改革大綱（平成 27 年度～）

- ・「納税者の視点で次の世代に責任ある財政に」を基本方針とする。
- ・主要な経営資源（ヒト、モノ、カネ）を効果的・効率的に活用、持続可能な行財政経営を進める。
- ・民間の経営資源を積極的に活用した市民サービスの実現を目指す「公民連携（PPP）」に取り組む。



## 実施項目「資産の有効活用（モノ）」

目指すべき姿：市が保有する資産を、将来にわたり、有効に管理・運営する仕組みになっています。

取り組み内容：本市が保有する資産について、活用方法や管理運営形態の見直しを行いながら、適切にマネジメントできる仕組みを構築します。

## ◆公共施設マネジメント（建築物、いわゆる「ハコモノ」）

- ・すべての公共施設について、情報の一元化と共有化を進める。
- ・統廃合や機能転換、多機能化（複合化）等図り、公共施設全体の総量を削減する。（量の見直し）
- ・保有施設は、保全・長寿命化、修繕・維持管理費用等のコストを縮減する。（質の見直し）

## ◆公共施設等マネジメント（公共施設＋インフラ系、プラント系など すべての市の保有施設）

- ・全ての公共施設等に関する情報を総合的かつ計画的に管理できる全庁的な組織体制を構築する。
- ・公共施設等の維持管理に関する財政負担の軽減や平準化、公共施設等の最適な配置を実現する。

## 【公民連携の取り組み】

- ・統廃合・多機能化など今後の管理方法について、民間の技術やノウハウ、資金等を積極的に活用。
- ・指定管理者制度やPFIなど各種公民連携手法の効果的な運用に取り組む。